

## 公示 第 2 号

令和8年1月23日

## 令和8年度公募の応募者募集要領

支出負担行為担当官  
防衛医科大学校事務局  
総務部長 宮原 賢治

役務請負及び売買契約を希望する者は、下記に基づき応募してください。

## 記

## 1 調達品目等

調達予定品目表のとおり。

## 2 募集に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同令第70条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 応募時点において有効な防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の関東・甲信越地域又は全国の競争参加資格を有する者又は有する見込みの者であること。
- (3) 希望する品目の修理等役務及び売買に必要な法令、規定に基づく許認可等を有している者であること。又は、契約締結までに許認可等を受けられる見込みの者であること。(下請負者についても同様とする。)
- (4) 同一又は類似の修理等役務及び売買実績を有する者、若しくは同等の能力を有することを証明できる者であること。
- (5) 不具合発生時、迅速かつ継続的に対応できる者であること。
- (6) 防衛医科大学校の「入札及び契約心得」及び契約条項等を熟知の上、契約を締結することが可能な者であること。
- (7) 防衛省指名停止権者又は防衛医科大学校長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の処置を受けている期間中の者でないこと。

- (8) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者でないこと。
- (10) 契約の履行にあたって必要となる特許権、実用新案権、著作権等の知的財産に関して法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能な者で、かつ法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう必要な処置を講じている者であること。
- (11) 防衛医大学校が既に調達した装備品等の修理等役務の調達であり、この契約の履行にあたっては、当該装備品等の製造にかかる技術及び設備が必要であるため次に掲げる事項の何れかに該当する者であること。
  - ア 本装備品等の製造会社であること。
  - イ 本装備品等の製造会社から、当該装備品の修理等役務に必要な製造図面、その他必要な技術資料等の保持及び使用権を付与されていること。
  - ウ 上記ア又はイに基づき、修理等役務に必要な部品、材料が入手可能のこと。
  - エ 上記ア又はイの同等の技術、設備等を有し、上記ウを満たせること。

### 3 応募方法

- (1) 応募する者(以下「応募者」という。)は別記様式「参加表明書」に「契約希望品目表」、並びに次の項目を証明する資料(以下「提出資料」という。)を提出しなければならない。ただし、当募集期間中に提出資料を提出している者については、変更がない場合には、その旨を応募書に記載することにより提出資料の提出を省略することができる。
  - ア 競争参加資格に係る資格審査結果の通知書の写し
  - イ 物品の修理等役務及び売買に必要な法令、規定に基づく許認可等の写し
  - ウ 同一又は類似の修理等役務及び売買実績若しくは同等の能力を証明する資料
  - エ 別表の「調達予定品目表」の備考欄において、募集に応募できる者の資格が追加されている品目については、当該資格を満たしていることを証明する資料
  - オ その他細部は別に示す。
- (2) 「参加表明書」、「契約希望品目表」及び「提出資料」(以下「審査資料」という。)は1部を提出先に持参又は郵送するものとする。
- (3) 審査資料の提出期限は、別表の「調達予定品目表」に示す。ただし、募集は期間中継続して実施するので、提出期限後も審査資料の受付を行うが、応募者は審査後、指名候補者名簿に登載され、指名候補者となることから、希望する品目の調

達に間に合わないことがある。なお、既に提出した審査資料の内容に関し、変更があった場合にはその都度、変更が生じた日から7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律等91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に当該変更内容を申し出るものとする。

(4) 当公示における応募者の募集期間は令和7年度末までとする。

(5) 提出時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(6) 提出先

〒359-8513

埼玉県所沢市並木3丁目2番地

防衛医科大学校 事務局 総務部経理課 調達第1係

04-2995-1211(内線 2142)

#### 4 仕様書等の閲覧時間、閲覧場所及び閲覧手続

(1) 閲覧時間 3項(5)と同じ

(2) 閲覧場所 防衛医科大学校事務局 1階 総務部経理課

(3) 閲覧手続 3項(6)の記載部署に調整の上、所定の手続により閲覧を許可する。

#### 5 提示及び提出資料の審査等

(1) 応募者は、防衛医科大学校の担当者から審査資料について説明を求められた場合にはその都度、説明しなければならない。また、追加資料等の提示及び提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提示又は提出しなければならない。

(2) 提出資料により、品目ごとに契約の円滑な履行能力を有する者を選定する。

#### 6 審査結果の通知等

(1) 審査資料を提出した者に対し、指名候補者の資格の有無について審査した結果を通知する。

(2) 指名に当たっては、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第17条及び第18条の規定を適用する。

#### 7 審査結果の疑義に対する処理

(1) 審査結果に対して疑義がある場合は、支出負担行為担当官（以下「支担官」という。）に対して、以下により書面をもって説明を求めることができる。

ア 提出期限 審査結果の通知を受領した翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）

イ 提出時間 3項(5)と同じ

ウ 提出先 3項(6)と同じ

エ その他 書面は持参又は郵送（提出期限必着）するものとする。

(2) 支担官は、審査結果に対する疑義について説明を求められたときは、前号の最終日から起算して5日以内（休日を含まない。）に説明を求めた者に対して書面によ

り回答する。

#### 8 苦情の申し立て

- (1) 7項(2)の説明に不服のある者は、支担官に対して、以下により苦情の申し立てを行うことができる。
  - ア 提出期限 7項(2)の書面を受け取ってから7日(休日を含まない。)以内とする。
  - イ 提出時間 3項(5)と同じ
  - ウ 提出先 3項(6)と同じ
  - エ その他 書面は、持参又は郵送(提出期限必着)するものとする。

- (2) 支担官は、苦情の申し立てをされた時には、前号の最終日から起算して7日(休日を含まない。)以内に苦情の申し立てをした者に対して書面により回答する。

#### 9 審査にあたっての留意事項

- (1) 審査資料に虚偽の記載をした者は当該品目の指名候補者名簿に記載しない。  
また、当該品目の入札等に参加させることが適當と認められなかつた者とともに、防衛医科大学校における他の調達品に係る競争契約又は随意契約の相手方としない場合がある。
- (2) 5項(1)に反した者は、前号と同様の処置をとる。
- (3) 審査資料の作成、提出、説明及び5項(1)の調査への協力に要する費用は、募者の負担とする。
- (4) 審査資料は返却しない。
- (5) 審査資料は、応募者に無断で他の目的で使用しない。
- (6) 提出期限を過ぎてからの審査資料の差し替え、再提出は認めない。ただし、審査の必要性から追加資料を求める場合は、この限りではない。
- (7) 審査資料に自社以外のものがある場合には、事前に版権等の必要な諸手続を済ませておくとともに、出所元を明らかにすること。

#### 10 応募者の義務及び制約事項

- (1) 指名候補者名簿へ登載された者(以下「登載者」という。)には、品目ごとに調達要求があつた場合、随意契約の通知を行う。ただし、登載者が複数の場合には指名競争の通知を行う。
- (2) 登載者で指名競争の通知を受けた場合には、防衛医科大学校の「入札及び契約心得」を承諾の上、必ず入札又は商議に参加し、合理的な金額の入札書又は見積書を提出しなければならない。
- (3) 登載者で大きな義務違反があつた場合又は不正な行為が認められた場合は指名候補者から削除することがある。なお、指名候補者名簿へ登載されていても、著しい経営状況の悪化等により指名競争に参加させることが適當と認められなくなつた者又は随意契約相手方として適當と認められなくなつた者は、指名競争及び随意契約の通知を行わない。

- (4) 登載者で契約することを希望しなくなった場合には、速やかに指名候補者名簿からの抹消請求を行わなければならない。
- (5) 応募者は、閲覧した仕様書等の内容で一般に公開されていない情報について第三者に開示・漏洩してはならない。また、契約履行にあたり保全すべき情報が存在する場合、知り得た保護情報の取扱を適切に管理しなければならない。

#### 11 その他の注意事項

- (1) 前項各号の義務に違反した応募者は、防衛医科大学校における応募を一定期間制限する場合がある。
- (2) 別添の品目については、過去の調達実績に基づき記載してあるため、今後必ず調達があることを保証するものではないとともに、仕様書等の内容に多少の変更があることがある。

添付書類:1 別表「調達予定品目表」  
2 別記様式「参加表明書」  
3 別紙「契約希望品目表」

## 調達予定品目表

提出期限:令和8年2月4日

No	調達予定品目	機器製造メーカー	予定する役務の種類	適用仕様書又は型式	要求元	備考
1	超音波診断装置点検保守(フィリップスCX50 ISCV有)	(株)フィリップス・ジャパン	点検保守	防医病内1第0002号	病院	
2	透過電子顕微鏡点検保守	(株)日立テクノロジーズ	点検保守	防医病検仕第0008号	病院	
3	探血管準備装置点検保守	(株)テクノベイ	点検保守	防医病検仕第0039号	病院	
4	全自动尿分取装置点検保守	(株)テクノベイ	点検保守	防医病検仕第0040号	病院	
5	免疫発光測定装置点検保守	富士レビオ㈱	点検保守	防医病検仕第0012号	病院	
6	X線TV装置(第16撮影室)点検保守	島津㈱、カムシステムズ(株)	点検保守	防医病放仕第0078号	病院	
7	コンピュータ断層撮影装置(第1撮影室)点検保守	キヤノンデジタルシステムズ(株)他	点検保守	防医病放仕第0091号	病院	
8	磁気共鳴断層撮影装置(3.0T)点検保守	和蘭フィリップス社他	点検保守	防医病放仕第0108号	病院	
9	多目的IVR-CTシステム(第2撮影室)点検保守	キヤノンデジタルシステムズ(株)他	点検保守	防医病放仕第0080号	病院	
10	X線透視診断装置点検保守	キヤノンデジタルシステムズ(株)	点検保守	防医病光仕第0008号	病院	
11	照射人全血液-LR「日赤」1外22件	日本赤十字社	売買	防医病輸仕第0100号	病院	

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
防衛医科大学校 事務局  
総務部長 殿

所在地  
会社名  
代表者名

## 参加表明書

公示第 号(令和 年 月 日)の募集に関し、別添契約希望品目表について提出資料を添えて応募します。

なお、同公示内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓約します。

添付書類:別表「契約希望品目表」  
資格要件適合証明に関する資料一式

## 契約希望品目表

提出期限:令和8年2月4日

<作成例>

契約希望品目表

提出期限:令和8年2月4日

No.	調達予定品目	機器製造メーカー	役務の種類	適用仕様書又は型式	要求元	備考
1	●●●●装置	(株)△△△	点検保守	防医病内1仕第000×号	病院	
23	▲▲▲装置	□□□(株)	点検保守	防医病材仕第00××号	病院	
	以下余白					